

三重県建設工事発注標準

(平成20年6月1日適用)

1 発注基準

建設工事の発注基準は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値(P)(以下、「経営事項評価点数」という。) 工事成績等による技術等評価点により、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事の6業種について、別表に基づき入札参加業者を選定するものとします。

- (1) 経営事項評価点数は、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの審査基準日(当該業者の決算日)の経営事項審査総合評点を適用します。なお、許可行政庁に総合評定値Pを申請していない者については、経営事項評価点数を計上しないこととします。
- (2) 総合点は、上記期間の経営事項審査結果通知書による経営事項評価点数に、技術等評価点を加算・減算して得た点数とします。

総合点 = 経営事項評価点数 + 技術等評価点

技術等評価点 = 工事成績 + 資格(指名)停止期間
+ ISO14001 認証取得 + ISO9000s 認証取得
+ 契約後 VE 制度提案採用件数

工事成績

工事成績は、対象期間に検査を実施した成績の業種毎の平均点に応じた表1の点数の欄に掲げる点数を加算・減算します。

対象期間は、土木工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事については過去3年間(平成16年10月1日から平成19年9月30日まで)、建築工事については過去5年間(平成14年10月1日から平成19年9月30日まで)とします。また、土木工事については、工事成績が安定して優秀な者に対して別途加点します。(加点については過去3年間の対象工事成績が3件以上で平均点が80点以上かつ個々の成績が75点以上の場合、15点の加点。)

表 1

工事成績		点 数	工事成績		点 数
以 上	未 満		以 上	未 満	
0	50	- 20	75	80	10
50	55	- 15	80	85	20
55	60	- 10	85	90	30
60	65	- 5	90	95	40
65	70	0	95	100	50
70	75	5			

資格（指名）停止期間

資格（指名）停止は、対象期間（平成17年10月1日から平成19年9月30日まで）に資格（指名）停止を受けた月数（1ヶ月未満の期間は1月とする）を5倍した点数を技術等評価点に減算します。

但し、減算値は、120点を上限とする。

ISO14001 認証取得

ISO14001 認証取得者は、技術等評価点に10点加算します。

ISO9001：2000(JIS Q 9001：2000)認証取得

ISO9001：2000(JIS Q 9001：2000)認証取得者は、格付け対象業種毎に技術等評価点に10点加算します。

・ の ISO 認証については、日本における認定機関日本適合性協会（JAB）または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関で認証を受けたものとします。また、技術等評価点への反映は、三重県への届出の受付日の翌々月1日以降とします。

契約後 VE 制度提案採用件数

対象期間（平成17年10月1日から平成19年9月30日まで）に契約後 VE 制度で提案が採用された企業に対しては採用1件に対し15点の技術等評価点を加算します。なお、最大で30点とします。（共同企業の構成企業に対しては、それぞれに10点加算します。）

- (5) ランクへの格付けは、総合点、1級技術者数のすべての条件を満たしていません。
- (6) 合併および分割その他組織変更を行った法人で、通達等の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該法人の審査基準日は、三重県建設工事発注標準策定要領第3条第2項の規定にかかわらず通達等に定める合併等の期日とします。
- (7) 会社更生法および民事再生法の規定に基づく手続き開始または手続き開始の申し立てがなされている場合で、通達等の規定に基づき経営事項審査を受審したのち一般（指名）競争入札参加資格の再審査の認定を受けた場合にあっては、当該法人等の審査基準日は、三重県建設工事発注標準策定要領第3条第2項の規定にかかわらず通達等に定める審査基準日とします。
- (8) 6業種以外については、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日等）の経営事項審査総合評点を適用して発注を行うこととします。

別 表

1〔土木工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	3,000 万円以上	総合点 840 点以上 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000 万円以上 8,000 万円未満	総合点 760 点以上 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績)
C	3,000 万円未満	上記以外のもの

2〔建築工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	5,000 万円以上	総合点 810 点以上 1 級技術者 3 名以上
B	1,500 万円以上 1 億円未満	総合点 750 点以上 1 級技術者 1 名以上
C	5,000 万円未満	上記以外のもの

3〔電気工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	総合点 770 点以上 1 級技術者 3 名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの

4〔管工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	総合点 780 点以上 1 級技術者 3 名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの

5〔ほ装工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	500万円以上	総合点830点以上 技術職員数5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円未満	上記以外のもの

6〔造園工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	全て	総合点720点以上 1級技術者2名以上
B	700万円未満	上記以外のもの

注1)平成20年6月格付けに向けては、認定基準日(平成19年11月1日)の6ヶ月前から継続して雇用関係(対象業者は全員)を確認します。

注2)ほ装工事の技術職員については、次のいずれかであることとします。
(組み合わせて5名以上でよいものとします。)

一級土木施工管理技士(建設業法 技術検定)・・・5名以上

一級建設機械施工管理技士(建設業法 技術検定)・・・1名以上

二級建設機械施工管理技士(建設業法 技術検定)・・・2名以上

ただし、部門は第3種、第4種、第5種に限る。

一級舗装施工管理技術者・・・1名以上

二級舗装施工管理技術者・・・2名以上

平成18年度以降の格付けにおいては二級技術者は2名で一級技術者1名相当とします。